

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

419 県道蓮田鴻巣線	桶川市大字加納字原1576番4地先から 北足立郡伊奈町寿二丁目1地先まで
420 伊奈町道2438号線	北足立郡伊奈町大字大針向原793番5地先から 北足立郡伊奈町寿二丁目402番2地先まで
421 主要地方道川越栗橋線	桶川市大字加納字笹原1209番1地先から 桶川市大字加納字峯459番1地先まで
422 寄居町道E103号線	寄居町大字富田2530番1地先から 寄居町大字富田2497番4地先まで
423 県道堀兼根岸線	狭山市大字上奥富字戸張220番2地先から 狭山市柏原字円光寺窪371番1地先まで
424 県道上尾環状線	上尾市東町二丁目1452番1地先から 上尾市大字原市字七番耕地1333番7地先まで
425 主要地方道さいたま菖蒲線	上尾市大字原市字七番耕地1335番1地先から 上尾市大字原市字七番耕地1317番1地先まで
426 県道上尾環状線	上尾市大字原市字九番耕地1441番1地先から 北足立郡伊奈町大字小室字別所2960番5地先まで
427 上尾市道2041号線	上尾市平塚241番1地先から 上尾市平塚723番1地先まで

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。